

第2節 持続可能な循環型社会づくり



- 1 5 R の推進
- 2 廃棄物等の適正処理の推進
- 3 災害廃棄物処理体制の強化
- 4 持続可能な社会を支える人づくり
- 5 多様な主体との連携・パートナーシップの強化、自主的取組の拡大

1 5Rの推進

現状と課題

- 資源のロスを最小限に抑制し、地球が有している限りある資源を次の世代に引き継ぐためには、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））が重要です。また、不要なものを買わない、受け取りを断るといったRefuse（断る）や、「MOTTAINAI（もったいない）」を意識して、ものに対して敬意を払い、大切に長く使うといったRespect（敬意を表す）の2つのRを3Rに加えた、5Rを推進していくことも重要です。
- 本県における県民一人一日あたりのごみの排出量は、前年度対比で減少傾向にありますが、2018（平成30）年度では986gで全国で11番目に多くなっています。
- 生活系の可燃ごみの約33%は、台所から排出される生ごみであり、事業系の可燃ごみの約22%は、食品小売事業者や飲食業から排出される生ごみです。生ごみのほとんどが焼却処分されていることから、一層の排出抑制が必要です。
- リサイクルショップ、フリーマーケット、市町村の事業等により、不要となった日用品や古着等のリユースが実施されていますが、2018（平成30）年度に実施した「循環型社会づくりに関する県民等意識調査」によると、リサイクルショップ等を利用しようという県民の意識は約30%と低く、ごみの減量化として十分な成果が出ていません。
- 「循環型社会づくりに関する県民等意識調査」の結果では、ごみの減量のために重要だと思うこととして、「計画的に買い物をし、無駄買いをしない（64.5%）」、「ごみの分別、集団回収などに協力する（54.7%）」など2Rにかかる関心が高いことから、この関心を日常生活におけるごみ減量化に向けた県民一人一人の行動につなげていく取組が必要です。
- 事業所から排出される個人情報や機密情報が記載された紙ごみは、リサイクルが進んでいますが、焼却処理される可燃ごみに含まれる割合もまだまだ多いため、更なるリサイクルを促進する必要があります。
- 県内の容器包装廃棄物のうち、プラスチック類の回収を実施している市町村の割合は60%前後、その他紙の回収については20%前後で留まっていることから、民間を含めた新たな回収ルート整備による県民の利便性向上（場所と機会の提供）を図る必要があります。
- 世界的に資源需要が高まる中、天然資源を保全しつつ必要な資源を確保するため、廃棄物から資源を回収して再生利用する必要性が一層高まっています。しかし、本県のリサイクル率は、2018（平成30）年度は15.2%で全国で9番目に低く、廃棄物からの資源の回収を一段と高める必要があります。
- 現状の回収ルートのままでは、循環資源^{*1}の回収量を大幅に増加させることは見込めません。また、現在の処理ルートのままでは、水平リサイクル^{*2}など、資源の性質を活かした質の高い資源の循環を推進することも困難です。
- 2013（平成25）年に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」が新たに施行されました。使用済小型家電は、レアメタルなどの貴重な資源が含まれていることから、「都市鉱山」と呼ばれています。この「都市鉱山」から資源を回収し、循環の取組を推進するため、県民が利用しやすい回収方法の整備と回収品目の拡大が必要です。
- 我が国では、食べられるにもかかわらず廃棄される「食品ロス」が、国全体で年間約612万トン発生し、そのうち約328万トンが、小売業を含む食品産業から発生したと推計されています（2017（平成29）年度推計値）。また、2019（令和元）年10月

には「食品ロスの削減の推進に関する法律」（食品ロス削減推進法）が施行されました。

- バイオマス*³は、動植物に由来する有機性資源のことで、持続的な利用が可能であり、カーボンニュートラルという特性を有しています。バイオマスをエネルギー源や製品の原材料等として利用することは、環境負荷の少ない低炭素・循環型社会の実現に貢献することになります。
- 群馬県は農林業が盛んであり、豊富なバイオマス資源を有しており、これらの資源を効果的に活用していく必要があります。
- バイオマスは種類が多く、地域によってバイオマスの種類や量が異なります。こうした特性を踏まえ、地域において効率的に収集・運搬、加工、利用等を行うシステムを構築することが重要です。
- 群馬県の炭素換算したバイオマスの賦存量*⁴は約35万t／年で、利用量は27万t／年、利用率は78%となっています。（2018（平成30）年度末現在）
- 地域内で伐採した低質材を、地域内でバイオマス発電や木質資源ボイラーの燃料として利用するエネルギーの「地産地消」の取組が県内各地域で行われています。
- 燃料用チップなどに利用される低質材は、取引価格が安いことから、収集・運搬コストの低減を図るとともに、伐採した地域で利用する「地産地消」が理想です。
- 2001（平成13）年5月に施行された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）では、食品製造等により生じる食品循環資源の再生利用を促進することで、それらの有効な利用の確保及び食品廃棄物等の排出の抑制・減量を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することとしています。

将来像

- 5R（3R + Refuse + Respect）が日常生活に定着し、食品ロスがなく、地域で資源が循環しています。（資源循環型社会）
- 食品関連事業者から一般消費者まで、すべての県民が「食品ロス」の削減に主体的に取り組み、「食品ロス」は着実に減少しています。
- 地域の森林資源をエネルギーとして持続的に利用する「地産地消」が進み、災害に強い循環型社会が実現しています。
- 食品関連事業等が、主体的かつ積極的に食品廃棄物の発生抑制や再生利用に取り組み、本県におけるリサイクル率は着実に上昇しています。
- 再資源化そのものが技術的に困難な場合や環境への負荷の程度等から適切でない場合には、燃料として利用され、最終処分量が抑制されています。

取組の方向性

- ごみが発生しない社会となるよう、製造業者、小売事業者、県民及び県・市町村等各主体相互が連携していく取組を推進します。
- イベント等でのリユース食器の利用、レジ袋の有料化を含む容器包装の簡素化など、ごみの発生を抑えるための取組を支援します。
- 県民がリユースを日常的に行うことを通じて資源の地域循環に取り組めるよう、不要となった日用品や古着等の交換など市町村等におけるリユース事業の実施を支援します。
- MOTTAI NA I クッキングや生ごみの水切りなど、ごみ減量に効果がある実践方法を普及・啓発します。
- プラスチックごみ「ゼロ」に向けた取組やマイクロプラスチックの排出抑制対策を進めます。
- 容器包装廃棄物や古紙等の回収・処理ルートを、県民が安心して利用できるよう整備し、回収量の増加を図ります。

- これまで廃棄していた「ごみ」から有用な資源をより多く回収し、循環的な利用を促進することで、天然資源の消費を抑制しつつ、必要な資源の確保を図ろうとする意識の啓発と変革に取り組みます。
- 循環資源の回収量を向上させ、水平リサイクルなどの質の高い資源の循環的な利用を目指します。
- 循環資源の再生利用は、天然資源の保全や地球温暖化防止等、低炭素社会の構築にも寄与するため、再生製品の利用を促進します。
- 地域の循環資源を活用したリサイクル関連産業の振興等により、地域創生の基盤づくりを推進します。
- 市町村や食品関連事業者、農業者団体等に対し、各関連部局を通じて「食品ロス」の削減に係る制度や事業等の情報を周知し、取組を推進・啓発します。
- 地域におけるバイオマスの活用を促進するため、バイオマスの供給者、製品等の製造者、利用者などの関係者が連携しつつ、効率的かつ経済的な地域循環型システムを構築します。
- 重点的な取組として、林地残材の利用を促進するため、効率的な収集・運搬システムの構築、加工・流通体制の整備、需要の拡大を進めます。
- 県内各地域の創意工夫による森林資源を活用したエネルギーの「地産地消」の取組を支援します。
- 食品関連事業者等に対して、食品廃棄物の削減に向けた普及・啓発を行い、食品循環資源の再生利用等の取り組みを促進するとともに、再生利用事業者の認定制度や補助制度の周知を行うなど、国と連携しながら、食品リサイクルの普及啓発を行います。

施策展開

- (1) **5R (3R + Refuse + Respect) の推進に向けた普及啓発、県民運動等の推進**
 - ・環境にやさしい買い物スタイルの普及促進【気候変動対策課】
 - ・県民への啓発活動（ぐんま3R宣言等）の推進【気候変動対策課】
 - ・ごみの分別区分等、ルールの特標準化に向けた取組の支援【廃棄物・リサイクル課】
 - ・分別ルールの徹底を図るための普及・啓発【廃棄物・リサイクル課】
- (2) **廃棄物の発生抑制、資源循環の推進に向けた市町村との連携、市町村への支援**
 - ・市町村に対する施策の導入に向けた支援【廃棄物・リサイクル課】
 - ・市町村が実施している事業の情報共有【廃棄物・リサイクル課】
 - ・市町村が実施している事業の連携及び広域化の推進【廃棄物・リサイクル課】
- (3) **生ごみ、紙ごみ及び剪定枝等の減量**
 - ・MOTTAI NAI運動の推進（3きり運動、30・10運動、食べきり協力店等の普及・啓発等）【気候変動対策課、廃棄物・リサイクル課】
 - ・紙ごみ及び剪定枝等の減量の推進【廃棄物・リサイクル課】
- (4) **プラスチックごみの削減、リサイクルの推進**
 - ・プラスチックごみ「ゼロ」に向けた取組【気候変動対策課、廃棄物・リサイクル課】
 - ・マイクロプラスチック排出抑制対策【環境保全課、林業振興課】
 - ・回収ルートの拡充、店頭回収の活用推進【廃棄物・リサイクル課】
 - ・新たな回収拠点の整備及び既設拠点における回収品目の拡大【廃棄物・リサイクル課】
 - ・マテリアルリサイクルの促進【廃棄物・リサイクル課】
- (5) **リサイクル関連産業の振興**
 - ・循環資源の積極的な利用促進【廃棄物・リサイクル課】
 - ・廃棄物等の有効利用を図る優良事業者の育成【廃棄物・リサイクル課】
 - ・処理施設の確保に向けた支援【廃棄物・リサイクル課】
 - ・グリーン購入等、再商品化された品目の積極的な利用促進と市場の拡大の支援【気候変動対策課】

(6) 食品ロスの削減

- ・MOTTAINAI運動の推進（3きり運動、30・10運動、食べきり協力店等の普及・啓発等）【気候変動対策課、廃棄物・リサイクル課】（再掲）
- ・食品ロスの削減の促進【気候変動対策課】

(7) バイオマスの活用推進

- ・バイオマス活用推進計画の推進【気候変動対策課】
- ・生ごみのバイオマス活用率の向上【廃棄物・リサイクル課】
- ・木質バイオマスの利用促進【林業振興課】
- ・食品リサイクルの推進【ぐんまブランド推進課】

『用語解説』

- * 1 循環資源：廃棄物のうち、有用なもの。「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）では循環資源については循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）を図るべき旨を規定しています。
- * 2 水平リサイクル：使用済の製品から回収した資源が同一種類の製品の原材料として再利用される資源循環のことです。
- * 3 バイオマス：木材、海草、生ごみ、紙、動物の死がい、ふん尿、プランクトンなどの再生可能な生物由来の有機性資源のことで、石油などの化石資源を除いたもの。バイオマスは植物が成長過程で光合成により大気中の二酸化炭素を固定して作り出した有機物に由来するため、燃焼しても実質的には大気中の二酸化炭素の増減に影響を与えません。
- * 4 賦存量：バイオマスの一年間の発生量をいいます。

2 廃棄物等の適正処理の推進

現状と課題

- 3Rの推進等により、1人当たりのごみの排出量は着実に減少しているところですが、これに加え人口減少によりごみの排出量は今後さらに減少していくことが見込まれています。
- 老朽化した廃棄物処理施設の維持管理・更新に係るコストの増大等が懸念となっています。
- 将来にわたり廃棄物の適正な処理を確保するため、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進め、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていく必要があります。
- 近年の大規模災害の発生を踏まえ、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理する体制づくりが必要となっています。
- 高度化する廃棄物処理施設の適正な維持管理を継続するため、市町村担当者の人材育成を図る必要があります。
- 産業廃棄物の不適正処理事案については、副産物等の再生利用について基準が明確になっていないことや、排出事業者の不十分な理解が原因となっているものもあります。
- 一部の産業廃棄物は、県内に処理施設がないことにより、県外において処理されている実態がありますが、処理施設の設置計画への反対運動などがあり、適正処理に必要な処理施設の確保は、引き続き課題となっています。
- 廃棄物処理における再使用・再生利用の拡大という全国的な流れを受けて、県内でも、再使用・再生利用を目的とした廃棄物処理の取組が始まっています。
- 使用済自動車のリサイクルにおいて、許可業者等が行為義務を適正に履行していない事案が見受けられるとともに、使用済自動車等の不適正保管と思われる状況が散見しています。
- 不適正処理については、大規模な不法投棄等は減少しているものの、不適正保管等の不適正処理事案が後を絶たず、また、無許可業者による脱法行為や事案の悪質・巧妙化が進んでいます。
- 土砂の埋立てについては、無秩序な埋立て事案が後を絶たず、都市部近郊における開発等に伴う建設残土の発生により搬入量の増加も見込まれています。

将来像

- 一般廃棄物の処理に関しては、群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープランに基づき、県内9ブロックに集約化され、必要な施設整備が進んでいます。
- 県内市町村の一般廃棄物処理施設では、適正な処理が継続して行われています。
- 不法投棄等の不適正処理が行われず、生活環境の保全が保たれています。
- 土砂等による災害のない、安全で適正な土砂の埋立て等が行われています。
- 各種感染症拡大時でも廃棄物処理事業が継続される体制が作られています。

取組の方向性

- 3Rの推進及び人口減少によるごみの減少を踏まえ、コスト、環境負荷、エネルギー、災害対策を考慮して選定したブロック区分での広域化・集約化を推進します。
- ごみ処理の主体である市町村に技術的援助や市町村間の連携の調整を行い、広域化を推進します。

- 廃棄物の適正処理のため、副産物等を再生利用する際の基準や適正処理について、排出事業者への指導拡充、優良処理業者の育成強化を図ります。
- 県内発生廃棄物を県内で処理できるよう、必要な処理施設の設置を促進します。
- 焼却熱による発電や蒸気・温水などの熱利用の推進、再使用・再生利用を目的とした廃棄物処理施設の設置を促進します。
- 不適正処理事案の未然防止・早期発見・早期解決のため、監視指導体制を強化・拡充します。
- 適正な土砂の埋立てがなされるよう徹底した監視指導を行います。
- 隙間のない監視指導のため、市町村土砂条例の制定を促進します。
- 各種感染症拡大時でも廃棄物処理事業を継続できるよう、平常時から廃棄物処理業者における人員体制、必要資材の確保等の取組を進めます。

施策展開

(1) 一般廃棄物の適正処理の推進と処理施設の広域化

- ・市町村担当者への研修及び情報交換による施設の効率的な維持管理の促進
【廃棄物・リサイクル課】
- ・施設の適正な維持管理の確保のための立入検査等を通じた指導監督
【廃棄物・リサイクル課】
- ・交付金制度を活用した一般廃棄物処理施設整備への支援 【廃棄物・リサイクル課】
- ・群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン実現のための市町村等への支援
【廃棄物・リサイクル課】
- ・各種感染症拡大時にも対応できる体制維持に向けた指導、支援
【廃棄物・リサイクル課】

(2) 産業廃棄物の適正処理の推進と処理施設の確保

- ・排出事業者・廃棄物処理業者への監視・指導の強化【廃棄物・リサイクル課】
- ・事前協議制度の見直し等による県内処理施設及び再生利用施設の設置促進
【廃棄物・リサイクル課】
- ・排出事業者と再生事業者等のマッチングの推進【廃棄物・リサイクル課】
- ・処理業者情報の積極的な公表等による優良処理業者の育成【廃棄物・リサイクル課】
- ・使用済自動車の適正なリサイクルの推進【廃棄物・リサイクル課】
- ・各種感染症拡大時に対応できる廃棄物処理業者育成に向けた指導、支援
【廃棄物・リサイクル課】

(3) 有害物質を含む廃棄物の確実な処理の推進

- ・PCB廃棄物の処理の推進【廃棄物・リサイクル課】
- ・水銀廃棄物の処理の推進【廃棄物・リサイクル課】

(4) 不法投棄等不適正処理対策の強化

- ・未然防止・早期発見・早期解決に向けた不適正処理対策の強化
【廃棄物・リサイクル課】
- ・様々な媒体・取組を活用した不適正処理防止啓発活動の強化
【廃棄物・リサイクル課】
- ・警察・市町村等関係機関との連携強化【廃棄物・リサイクル課、(警)生活環境課】
- ・県警ヘリコプター「あかぎ」によるスカイパトロール【廃棄物・リサイクル課、(警)生活環境課】
- ・ドローンの活用【廃棄物・リサイクル課】

(5) 土砂埋立ての適正化推進

- ・県土砂条例に基づく厳正な許可審査及び立入検査等による指導の強化
【廃棄物・リサイクル課】

- ・市町村土砂条例の制定支援による隙間のない監視指導體制の構築

【廃棄物・リサイクル課】

3 災害廃棄物処理体制の強化

現状と課題

- ひとたび大規模災害が起こると、瞬時に大量かつ多種類の廃棄物が混在して発生します。東日本大震災の教訓から、復興の第一歩は、災害廃棄物の処理から始まることが分かりました。災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理することがとりわけ重要となります。
- 現在、「群馬県地域防災計画」に基づき、県と県内市町村との間で災害廃棄物処理にかかる相互支援協定が締結されていますが、迅速かつ円滑な対応に向け、災害廃棄物の種類・発生量や処理工程・期間等を想定しておく必要があります。
- 災害を受けた市町村のみでは、災害廃棄物の処理が困難な場合も多く、災害廃棄物を処理する施設の不足を補うための対策も十分にできません。
- 廃棄物処理施設が地震や水害等の大規模災害時にも稼働できるよう、施設の耐震化、浸水対策、また長期停電への対策等、強靱な廃棄物処理システムを確保することが求められています。

将来像

- 大規模災害時でも安定した処理が行える体制が整っており、被災から早期に復旧することができます。

取組の方向性

- 県内各市町村が行動指針を盛り込んだ災害廃棄物処理計画を策定するとともに、広域的な連携体制を構築するなど、災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行うため、平時からの備えを行います。
- 市町村の処理施設の基幹改良や更新時に合わせ、計画的に処理施設の耐震化等を行うよう支援していきます。

施策展開

(1) 広域的な災害廃棄物処理体制の強化

- ・市町村による災害廃棄物処理体制の強化に向けた指導、支援【廃棄物・リサイクル課】
- ・国、近隣都県、市町村及び処理業者等との広域的な応援・連携体制の強化【廃棄物・リサイクル課】

(2) 処理施設の強靱化の促進

- ・市町村による廃棄物処理施設の災害拠点化、耐震化等の取組への支援【廃棄物・リサイクル課】

4 持続可能な社会を支える人づくり

現状と課題

- 本県の豊かな自然を守り、環境と調和した持続可能な社会を実現するためには、私たち一人一人の自覚と行動が必要不可欠です。
- そのためには、身の回りの自然環境に興味関心を持ち、環境と調和した持続可能な社会とはどのような社会であるかを正しく理解し、その実現に向けて、自ら学び、課題解決へ向けて主体的に行動できる人材を育てていく必要があります。
- 国連が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）においても、各目標を達成するためには、持続可能な社会の担い手づくりが重要であり、特に次世代を担う子どもたちへの環境教育は今後より一層、重要になると考えられます。
- 各学校ではこれまでも環境教育全体計画を整備し、理科や社会の学習の中で環境学習を行ってきました。今後はさらに、教科等横断的な視点を持ち、身近な地域の資源も活用した体験的な環境学習を推進していくことが課題です。

将来像

- 県民一人一人が環境保全に対する意識を高め、環境と調和した持続可能な社会の担い手となり、各地域において、自主的かつ積極的に環境保全活動に取り組んでいます。
- 次代を担う子どもたちに森林に親しむ機会を与え、森林での学習活動、地域での社会奉仕活動、交流集会などのレクリエーション活動を通じて、緑を愛し、社会を愛する健康で明るい心豊かな人間を育てています。
- 人と環境の関係について正しく理解し、自ら環境に配慮した行動ができる人材育成を各学校において進めた結果、良好な環境を支える人づくりは着実に進んでいます。

取組の方向性

- 持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development：ESD）の視点に立った環境学習の推進を行います。
- 環境学習の窓口として設置した「環境サポートセンター」において、学校や地域における環境学習を総合的に支援します。
- 環境に関する基礎知識やボランティア活動を幅広く学び、地域の環境学習又は環境活動を自ら主体的に実践できる人材を育成します。
- フォレストリースクールや緑の少年団育成等の各種事業の活性化を図るため、それぞれの事業ニーズにあった指導者を継続的に育成します。
- 教科等横断的な視点から環境教育の全体計画を見直したり、優れた実践事例や活用できそうな身近な環境資源を紹介するなど、教育現場での環境教育の充実を図ります。
- 教職員に対する環境教育研修講座を実施して、児童生徒に対する環境学習の推進役となる人材を育成します。
- 県民が主体的に活動できるよう、環境教育や環境学習を行う上で参考となる情報を提供します。

施策展開

（1）環境学習の推進

- ・動く環境教室の推進【環境政策課】
- ・環境学習サポーターの育成【環境政策課】

- ・ぐんま環境学校（エコカレッジ）の推進【環境政策課】
 - ・環境アドバイザー登録、支援、活躍【環境政策課】
 - ・こどもエコクラブへの支援【環境政策課】
 - ・ぐんま緑の県民基金事業（森林環境教育指導者養成）【森林保全課】
 - ・小・中学生のためのフォレストリースクール【森林保全課】
 - ・緑の少年団育成【森林保全課】
 - ・環境教育に係る教科等の優れた実践事例の蓄積と普及【義務教育課】
 - ・教員向け研修講座（環境教育研修講座）の実施【（教）総合教育センター】
- （２）環境情報の提供と共有化**
- ・環境サポートセンターの運営【環境政策課】
 - ・企業等と地域・学校の環境学習連携・協働【環境政策課】
 - ・環境白書・こども環境白書の発行【環境政策課】
 - ・環境情報ホームページ（ECOぐんま）の運用【環境政策課】

5 多様な主体との連携・パートナーシップの強化、自主的取組の拡大

現状と課題

- 本県の良好な環境を保全し、環境と調和した持続可能な社会を実現するためには、県民や民間団体、事業者等の自主的な取組が重要であり、各主体が様々な場面において、連携・協働することが必要です。
- 国連が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）にも、各主体が「パートナーシップで目標を達成しよう」という目標が挙げられており、今後より一層、各主体の連携・協働による取組が重要となります。
- 高齢化や人口減少が進む農村地域において、地域コミュニティ機能の低下により、農地や水路、農道等の地域資源の保全管理が困難となっています。このため、洪水の防止、水源のかん養や農村景観の形成等、農業・農村の持つ多面的機能が失われつつあります。
- 県民や地域のニーズが多様化・複雑化する中、人口減少や少子高齢化などに伴う地域の課題を行政だけで解決することが難しくなっています。
- 社会資本ストックの維持管理のパートナーとして、県民の道路や河川等の草刈り等の維持管理活動や花植活動を支援していくことが必要です。
- 環境マネジメントシステムに関する国際規格であるISO14001については、大企業を中心に認証取得が進んでいますが、中小企業においても国内外の取引において、認証の有無が重要視されることが多くなっています。

将来像

- 環境と調和した持続可能な社会の実現のため、県民及びNPOやボランティア団体、企業等のあらゆる主体で、環境保全に対する意識が醸成されています。
- 各主体が自発的に環境保全の取組を実践できる場が多数整備され、県民をはじめとする各主体がパートナーシップを構築し、多くの人が環境保全活動に参画しています。
- 地域の課題を自主的な取組により解決する活動を実施し、地域の活性化を図ることにより、地域コミュニティ機能及び農業・農村の持つ多面的機能が継続されています。

取組の方向性

- 県民、NPOやボランティア団体、事業者等の各主体が、環境問題への取組を自らの問題として捉え、自発的に行動を起こせるような場の提供や機会づくりを行います。
- 「環境サポートセンター」において、県民が主体的に活動できるよう環境教育や環境学習の参考となる情報や環境学習資料を提供します。
- 良好な環境の保全や創造、自然保護に顕著な功績があった県民等を顕彰する群馬県環境賞を継続し、環境に対する意識の高揚を図ります。
- 農業者や地域住民等による活動組織が取り組む、地域資源の維持・保全のための協働活動を支援し、多面的機能の発揮を図ります。
- 地域住民が主体となった持続可能な地域づくりを促進するため、地域住民やボランティア団体との協働により、施設の美化活動や景観形成などに取り組みます。
- 不法投棄の抑制、道路や河川の愛護思想の普及啓発及び地域活動の活性化のため、自治会や学校など、地域の道路や河川等の愛護活動を実施している県民の皆さんの活動を支援します。

- 企業等と地域・学校との連携・協働を行うため、それぞれの活動について情報を発信、共有する場を整備します。
- 制度融資により、ISO14001認証取得を目指す中小企業や施設整備等を行うNPO法人に対して支援を行います。
- 環境に関する新技術・新製品の開発や事業化において、事業者の自主的な取組を支援します。
- 県自らが事業者として、県事務・事業に伴う環境負荷の低減に取り組みます。

施策展開

(1) 県民・民間団体の取組への支援

- ・環境サポートセンターの運営【環境政策課】(再掲)
- ・環境アドバイザー登録、支援、活躍【環境政策課】(再掲)
- ・発達に応じた環境学習プログラムの作成・運用【環境政策課】
- ・自主的な取組に対する顕彰(群馬県環境賞)【環境政策課】
- ・多面的機能支払交付金の推進【農村整備課】
- ・中山間地域等直接支払交付金の推進【農村整備課】
- ・花と緑のクリーン作戦【都市計画課】
- ・自治会などによる道路除草・河川除草【道路管理課・河川課】
- ・融資制度【県民活動支援・広聴課】

(2) 事業者の取組の促進

- ・環境にやさしい買い物スタイルの普及【気候変動対策課】(再掲)
- ・企業等と地域・学校の環境学習連携・協働【環境政策課】(再掲)
- ・環境影響評価【環境政策課】
- ・制度融資【環境政策課、経営支援課】(再掲)
- ・経営総合相談窓口事業及び専門家派遣事業によるISO14001認証取得支援【経営支援課、(公財)群馬県産業支援機構】(再掲)
- ・ぐんま新技術・新製品開発推進補助金【地域企業支援課】

(3) 行政が行う自主的取組

- ・群馬県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の実施【気候変動対策課】

持続可能な循環型社会づくり 数値目標

指標	単位	現状		目標	
		年度	数値	年度	数値
1 5Rの推進					
県民一人一日当たりのごみの排出量	g/人・日	H30	986	R12	805以下
県民一人一日当たりの家庭系ごみの排出量	g/人・日	H30	640	R12	404以下
一般廃棄物の再生利用率	%	H30	15.2	R12	27以上
一般廃棄物の最終処分量	千t	H30	70	R12	56以下
産業廃棄物の排出量	千t	H29	3,697	R12	3,768以下
産業廃棄物の再生利用率	%	H29	52	R12	56以上
産業廃棄物の最終処分量	千t	H29	118	R12	85以下
フードバンクの食品取扱量	t	R元	241	R12	(検討中)
食べきり協力店(飲食店、宿泊施設、食料品小売店)登録店舗数	店	R元	369	R12	(検討中)
バイオマス利用率	%	H30	78		(検討中)
燃料用木質チップ・木質ペレット生産量(再掲)	千m ³ /年	R元	119	R12	(検討中)
2 廃棄物等の適正処理の推進					
集約化による市町村の将来施設数					
焼却施設等	施設	R元	26	R12	21
最終処分場	施設	R元	23	R12	15
不法投棄早期解決率	%	R元	70	R12	60
市町村土砂条例制定数	市町村	R元	27	R12	33
産業廃棄物相談員による立入件数	件	R元	429	R12	420
3 災害廃棄物処理体制の強化					
市町村の災害廃棄物処理計画数	市町村	R元	11	R12	35
4 持続可能な社会を支える人づくり					
動く環境教室受講者数	人/年	R元	7,411	R7	7,500
環境アドバイザー登録者数	人	R元	280	R7	300
ぐんま環境学校(エコカレッジ)修了者数	人/年	R元	22	R7	30
森林環境教育参加者数	人/年	R元	15,853	R12	(検討中)
環境教育研修講座受講者数	人/年	R元	17	R11	20
緑の少年団数	団	R2	314	R12	314
緑の相談件数	件	R元	304	R12	370
5 多様な主体との連携・パートナーシップの強化、自主的取組の拡大					
企業等と地域・学校との連携・協働の取組(事例数)	件	R元	1	R7	3